

第12回 官業民営化等WG 議事録（外務省ヒアリング）

1. 日時：平成16年10月8日（金）9:30～10:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：在外公館等に対する監査
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議  
鈴木主査、白石委員、安居委員、安念専門委員、大橋専門委員、  
福井専門委員  
外務省  
大臣官房総務課監察査察室 首席事務官 小泉 崇  
(以下「小泉首席事務官」という)  
課長補佐 竹端 昌宏

鈴木主査 おはようございます。

第12回「官業民営化等WG」を開催します。本日は、検査・検定、監視関係等についてでございます。外務省、財務省、金融庁、それから国土交通省、厚生労働省から各ヒアリングしたいと思っております。

当WGにおきましては、各ジャンルごとに委員、専門委員によって責任担当制を取っておりますので、本日の進行、その他もそちらの責任者の方からやっていくと、そういう考えでおりますので、よろしく願います。

それでは、お願いします。

白石委員 朝からお疲れ様でございます。

それでは、早速9時半から10時は外務省の「在外公館等に対する監査」のヒアリングに入らせていただきたいと思います。

お手数ですが、この監査の全体の概要と申しますか、どういう手続を持って進められているのかということと、こちらから御質問させていただいております内容について、当初7、8分程度御説明をいただいた後に、残り二十数分程度質疑に当てさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

小泉首席事務官 どうもありがとうございます。私、外務省の監察査察室首席事務官をしております小泉でございます。よろしく申し上げます。本来、室長がお伺いすべきところ、本日まさに査察の方に出ておまして、代わって私がやらさせていただきます。

最初にお手元に所定の資料とともに「監察査察の業務について」という紙を配らせていただいております。

最初に簡単にこれに沿って御説明をさせていただければと思います。3枚目に参考としまして「外務省の組織と活動について」というものがございます。既にもう御案内のこととは承知しておりますけれども、簡単に外務省の活動概要を御説明してから、その全体に

ついて見る監察査察について御説明させていただければと思います。

資料にありますように、外務省は「外務本省」と「在外公館」から成っております、「外務本省」は大臣官房ほか 10 局 3 部、約二千二百人が働いております。

本省の組織図は、その下に出ておりますとおりですが、一々御説明はいたしませんけれども、これは 8 月 1 日に機構改革が行われた結果としての新しい組織図でございます。

その右側の方が「在外公館」ということでございまして、大使館、総領事館、政府代表部等 189 公館から成っております。大使館、政府代表部で 123、総領事館で 66 という内訳でございます。そこに約三千二百人の職員が働いております。

大使館の構成としましては、大使、公使、参事官、書記官等。それから総領事館は総領事、領事等でなっております。

在外公館の主な活動としまして、まず総務関係、それから政務関係ですが、これは政治情勢の掌握等になると思いますけれども、次に経済、途上国におきましては経済協力も入ってまいります。それから、相手国、相手国社会に対する広報、文化交流活動、それに御案内の領事活動があります。邦人保護等、あるいは相手国との関係における領事、さらに警備関係です。それと官房。これは会計事務ですとか通信ということを含みます。

これらの活動を通じまして、その右側にございます「相手国政府」あるいは「国際機関等」の国際社会等との関係をつかさどっていると、こういうことでございます。

そこで、私どもの監察査察ということになってくるわけでございますけれども、次の参考 2 というところをちょっと見ていただきますと、これはイメージ図として書かせていただきましたけれども、先ほどの図に対応するところで左側の「外務本省」、ここに対しましては「監察」という形でやっております。

それから先ほどの右側の方の図に対応する「在外公館」に対しましては「査察」という制度がございます。

いずれにしても、その目的は、そこにございますように本省におきましては、各局、在外公館におきまして各館の活動、運営状況、それから経理状況、在外職員の能率、研修及び服務状況等のチェックをするということが目的でございます。

この査察につきましては、その一番下にございますけれども、根拠としましては、外務公務員法の第 16 条にございます。

これは、その次をめくっていただきますと参考 3 の方にございますけれども、その第 16 条「査察」というところで「外務大臣は、在外公館の事務が適正に行われているかどうかを査察させるため、外務公務員のうち適当と認める者を査察使として派遣することができる」と。これが根拠になっております。

したがって、これは外務公務員法は昭和 27 年に成立いたしましたけれども、昭和 29 年ごろから、この査察という制度を実施しているというところですよ。

これは、この任に当たるのは先ほども申し上げましたとおり、査察使という者が査察の任に当たります。これは後で御説明させていただきますが、やはり外交という特殊な分野

でございますので、その見識、知識を豊富に有した大使クラス、現在でも査察担当大使というポストがございますけれども、主にその大使クラスの経験豊かな外務公務員が当たっているということでございます。

その結果につきましては「結果とフォロー」というところがございますけれども、大臣に報告するとともに、本省幹部・関係部局に説明し、査察報告に基づいて必要な改善を行うようフォローアップを行うということになっております。

それから「監察」の方ですが、この監察の方は後で御説明させていただきますが、外務省改革の流れを受けまして、正式には平成 14 年 4 月 1 日からスタートいたしました。ただ、実際には監察そのものは執行も含めまして、平成 13 年 12 月から先ほど申し上げました外務本省の各部局に対する業務状況のチェックというのを始めております。これに当たりますのは「監察査察官」ということございまして、これは先ほどの組織図にもちょっとございましてけれども、官房長の下にありまして、現在法務省から現役の検事を監察査察官ということで迎えて、この監察査察官の下で実施をいたしております。

この根拠になりますのは、一番下でございます「監察査察官に関する訓令」ということで、これはめくっていただきますと、参考資料の一番最後でございまして、監察査察官に関する大臣訓令ということで定めてございます。それについての御説明は省かせていただきますけれども、それが根拠となっております。

それから、そのイメージ図で一番下に「意見提案窓口」というものを書かせていただきましたけれども、これも外務省改革の流れを受けまして平成 14 年 8 月から主に外務本省及び在外公館の省員からさまざまな意見を受け付けまして、それも基本的には監察査察の我々の業務の参考にして、さまざまな個別的な事案に対して対応していくという体制を取っております。

以上、概略申し上げました。

そして「監査査察の業務について」という紙に戻っていただきまして、今、大体あらかた申し上げまして、あとは若干詳しく目のことは、この紙に書いてございますけれども、査察について 1 点だけ補足させていただきますと、「監察査察の業務について」というページの一番下でございまして「査察制度の強化」ということで、これは外務省改革の一環として、平成 13 年 9 月から公認会計士等の外部専門家の参加を得て実施しているということございまして、これは川口大臣の骨太の改革の中でもやはり公認会計士等の外部専門家を入れて、中立性・公平性を確保していくのだということ、そのような観点からの強化を査察については行っております。

強調させていただくべき点としては、そういうことでございます。

そういう点を踏まえまして、私どもの見解を若干述べさせていただきますと、今、申し上げましたとおり監察査察業務と申しますのが、かなり私ども外務省の組織内部統制的な性格が強い。言わば行政組織の内部監査といった性格を持つものであるということ、これを強調させていただきたいと思っております。

特に3点申し上げたいんですけれども、1つはやはり政策的及び人事的判断の余地が非常に大きいということです。これは監察及び査察の対象となる本省部局及び在外公館が取り組むべき重点課題設定の適否とか、その遂行状況を的確に評価することが監察査察においては求められるわけです。そのためには、外交政策に関わる高度な政策判断が要求されるということが1つございます。

それから、またこうした目的を満たすためには、幹部による組織運営の状況とか、それから個々の職員の勤務状況等を把握する必要があるございまして、人事上の能力とか適性を評価するということが求められます。

それから、これらの要求を満たすためには、豊かな外交実務の経験及び高い識見を有する本省職員である外務公務員が監察査察業務に従事する必要があるございまして、そのためにさっき申し上げましたとおり、査察担当大使という高いポストを設けております。

それから2点目に強調させていただきたいのが高度な保秘です。秘密保持の必要性ということです。これは、監察査察業務においては、先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、我が国の重要外交政策に関する情報、国の安全に関わる情報、他国や国際機関との信頼関係に関わる情報、対象となる本省部局、在外公館の個人情報等、非常に高度の保秘が要求される情報が扱われておりまして、仮にこれらの情報が外部に漏れた場合には、諸外国との関係を悪化させるなど我が国の外交活動や本省の組織運営上生ずる損失は甚大なものとなるということがございまして、このため、この監察査察業務に関しましては、いかなる形態で守秘義務を負うにせよ、民間の方が従事していただくということとは不適當であろうということでございます。

ちなみに、G7を含む主要先進諸国においても、こういう査察等の制度はございますけれども、いずれも当該国の国家機関自身が実施しているという実態がございます。

3点目に強調させていただきたいのは、やはり内部的な調査を行う必要があるということです。先ほど申し上げた内部監査としての性格ですけれども、これは職員による法令等の遵守状況とか、場合によっては非違行為の有無等、これも調査に含まれるわけでございますけれども、こうしたことを円滑、有効に実施するためには、内部調査として本省職員自身が従事する必要があるということです。

ちなみに、他の省庁におきましても、法令に基づいてこのような職員の服務状況の調査とか、非違行為の調査、防止のための監査業務は行われているというものと承知しております。

それから、付け加えますと先ほども申し上げましたとおり、本省における監察査察業務においては、検事、それから公認会計士、これは国家公務員の任期付き採用ということで、公務員の立場を持って従事していただいておりますけれども、そうした外部専門家を監察査察業務に参加させておりまして、これらによって調査の客観性及び中立性の確保を図っていくということでございます。

以上が私どもとしまして、この機会に特に補足的に主張させていただきたい点でございます。

ます。

あと、いただいている調査項目に対する回答でございますけれども、これは書面でお出しさせていただいております、おおむね今、申し上げたようなことがこの中に含まれておりますので、この点は省かせていただければと思います。

白石委員 どうもありがとうございました。

それでは、早速質疑に入ってまいりたいと思います。

安念専門委員 どうもありがとうございました。

外務公務員でないといけないような判断を要するのだという御説明があったように伺いましたが、査察使の任務のうち、(1)から(4)とありますけれども「在外公館の活動及び運営状態」「在外公館の経理状態」「在外公館に勤務する外務公務員の能率、研修及び服務状態」。(4)はこれは何を命ぜられるかわからないから、これは何とも申しかねるのですが、この(1)から(3)について言うと外務公務員であることができ、しかも、外務公務員でないといけないという業務がなぜ存在するのでしょうか。普通、経理なんていうのは、経理の専門家、失礼ながら外務省にはほとんど経理の専門家がいらっしゃるはずだけでも、例えば、こういうものが外部の方が人材の調達がずっとよろしいと考えられますけれども、その点いかがでございましょうか。

小泉首席事務官 最初に申し上げましたとおり、在外公館の活動というのは非常に多岐にわたっておりまして、政務、経済から始まりまして、文化交流でありますとか、領事、警備あるいは官房に至るまで、相当広範囲な活動を行っております。この全体が目的としましては、任国、あるいは国際機関との関係になります。この全般を一定の重点的な政策判断に基づいて活動しているわけですが、その全体の活動の適正性を的確に把握するというためには、やはり豊富な外交活動における経験、識見、これを有することが求められるということが第1に挙げられると思います。

したがって、外務公務員のうち、適当と認める者を査察使として派遣するというのを法律で定めているということは、やはりこういう外交における特殊性というものを想定して、このような規定がなされていると思われま。

それから、先生御指摘の2点目の経理面でございますけれども、この在外公館における経理というのも実はこうした活動と密接に関係しておりまして、何にどのような経費を使うのかということについては、まさにそのような外交上の活動と密接に関わっているということでございますので、その経理部分だけを切り離して見るということでは、必ずしも十分ではないということでございます。

したがって、この場合の査察使として任命されます必要があるものとしましては、先ほど申し上げたような査察担当大使等の、大使クラスのそういう経験、識見を有した外務公務員が当たるとということが最も適当と思われま。

白石委員 どうぞ。

大橋専門委員 1点、この在外公館に対する査察に限って論じさせていただきたいと思

うんですが、最近と申しますか近年、在外公館なり在外公館に勤務している職員による非違というものがたくさん新聞で報じられたように思うんです。

そういう状況を考えてみますと、なぜ、そういう非違が防止できなかったのかというふうに考えて見ますと、査察という点から言えば、特に経理関係についてのこれまでの査察に従事している人たちの経験とか専門性というのが非常に不足していた。その結果として、非違を防止できなかったということが間違いなく言えるんだと思うんです。そういう観点から言えば、つまり非違を、在外公館における特に経理関係の非違を防止するという観点からは、専門性の導入というのが極めて重要だろうと思うんです。専門的な知識を持った人たちを入れ込んでいくということです。

その観点から言えば、まさに査察について外務公務員の方がやるのではなく、そういう専門的な知識を持った人を積極的に導入するということが何よりも必要だろうと思うんですが、いかがでございましょうか。

小泉首席事務官 ありがとうございます。

おっしゃる点は、まさに私どもも十分自覚しているところでございまして、平成 13 年 1 月に御案内の不祥事が発覚したわけでございますけれども、その後、一連の外務省改革、私どももさまざまな外部の有識者からの意見も踏まえまして、その行動計画を策定しまして、この監察査察業務ということにつきましても、おっしゃられた点がやはり欠けていたのではないかとということで、先ほど申し上げましたとおり、特に経理面につきましても、必ず公認会計士に入っていただく。このことによって、先ほどお話のありました専門性、中立性、公平性、これを確保していこうということでございます。

現実には、今、2 人の公認会計士が任期付き採用ということで、私どもの監査査察室に配属になっておりまして、この査察におきましては、原則必ず公認会計士に入っていただくということでやっております。

したがって、外務省の会計の専門家もこれも補佐官としてまいりますので、都合 2 人で会計経理面をチェックするという体制であります。かつ、通常の公会計におきます経理面のチェック、これは先ほど申し上げましたとおり、内部監査という性格上、私どもの経理担当でございますけれども、特に公認会計士の方におきましては、リスクコントロールトいいですか、先ほどおっしゃられたような不正防止という観点からのチェック、これもやっていただいておりますし、さまざまな公認会計士ならではのアプローチ、サンプルチェック、その他、独自の視点からやっていただいております。

したがって、おっしゃられたような過去の反省を踏まえまして、査察におきましても公認会計士等の参加をもって、そのような点を補完すべく機能を強化したということでございます。

白石委員 今の白橋専門委員の御質問に関するちょっと補足的な質問をさせていただきたいんですが、先ほどの数字で申し上げますと 189 公館を監察をするのに 2 人の公認会計士を活用ということですね。お一人当たり 94、95 を見なければいけないということなんで

すが、これは果たしてきちんと業務が遂行できる数なのでしょうか。

幾ら外部の専門家を交えているとはいえ、だれがさじかげんをし、だれがリーダーシップを取るかということを考えますと、やはり内部で監査をしている限りは身内に甘くならざるを得ない。これが一般的な考え方ではないかなと思います。

それが1点、意見でございます。

あと、御質問ですけれども、先ほど行政機関の内部監査とする必要として、3つの点を挙げられました。

1つ目は、人事的なものを高度な政策判断が要求されるということなんですけれども、これをいろいろな人が分担をして、その査察をしている。その人たちが人事的かつ高度な政策判断をするわけではないですね。その人たちから上がってきた情報をもって、ある中枢機関が人事的政策判断をするわけですね。ということを考えますと、査察をするのは外部機関であってもいいのではないかなと思います。そこから上がってきたことに人事的かつ高度な政策判断が下されてもいいのではないかなと思いますが、これについてお考えをお聞かせいただきたいということが1点。

2点目は秘密保持の必要性。外交情報、個人情報、いろいろおありになる。これも外部の専門機関が査察に当たってもきちんと契約をすることによって、秘密が担保できるのではないかなと思いますが、これについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

小泉首席事務官 1点目でございますけれども、確かに数ということにつきましては、今も査察、うち2チーム出ておりますけれども、現在、昨年度、一昨年度、本年度もそうなると思いますけれども、大体、年間50公館やっております。これは、私どもは、国会等でも表明しておりますとおりなるべく短期間に回らせていただくということで、おおむね3年、現在のペースでいきますと若干4年に近くなるかと思っておりますけれども、その間に全在外公館を査察するというところでございまして、今、それは急ピッチにやらせていただいております。

ですから、3年ないし4年に1度と申しますと、大体、人事ローテーションからいきましても、その間における執行部の体制は変わるのが大体、3年ぐらいがめどになりますので、その間に1回はお伺いするということがめどになっておりますので、必ずしも十分ではないという御指摘もあるかもしれませんが、私どもとしましては、大体、これだけのペースでやっていくのが順当であろう思っております。

それから、身内に甘くなるのではないかなという御指摘につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今、私どもの組織は監察査察官、これは先ほど申し上げましたとおり、現職の検事が外務公務員併任で来ていただいております、それに他部局との併任でもう一人検事がおりまして、2人の検事とそれから2人の任期付き採用の公認会計士がおります。こういう方々の参加を得てやらせていただいている限りにおいては、そのようなことは必ずしも言えないのではないかと。現に、監察査察官はそういう目からさまざまな指摘、

提言を行っておりまして、現実には外務省改革において大きな成果を上げていると、私どもも認識しております。

それから、最後の点で守秘義務の点でございまして、これはおっしゃるとおり勿論、民間の方におかれても契約上の義務を課すということで、そういうようなことも可能なのかなとは思いますが、やはり、私どもから見ますと外務公務員がその守秘義務をもって任に当たるといことになりまして、やはり国家公務員法上の守秘義務を負うと、いわゆる懲戒事由といいますが、義務違反に対しては厳しい措置が取られるということになると思います。やはり、民間の方、これは現在、どのような制度が検討されているのかは承知いたしませんけれども、やはり契約上の義務ということになりまして、相対的にやはりそれは低くなるであろうと。

それに比べて、先ほど申し上げたとおり、その守秘義務が破られたときの損失といいますが、それは特に外交上の話でございまして、私どものみならず相手国との関係、あるいは国際機関等との関係を考えますと、そのダメージは非常に大きなものになるということが危惧されますので、ここはやはり国家公務員法上の守秘義務のかかった外務公務員がその任に当たるのが適当であるという認識でございまして。

白石委員 安居委員、お願いいたします。

安居委員 教えてほしいんですが、監察とか査察のマニュアルというのはきちっとできているんでしょうか。

小泉首席事務官 これは、基本的にはチェックポイント、査察項目、どのようなものを査察していくのかということについてはございまして、監察についてもどのような手法でやっているというものはございまして。

安居委員 それは、我々に見せていただくというのはできないんでしょうか。

小泉首席事務官 基本的には、監察及び査察に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、国家の安全に関わる情報ですとか、それから個人の情報に関わる情報、その他含まれておりますので、基本的には非公開とさせていただいております。

福井専門委員 どうしてマニュアルが個人の情報に関わるんですか。

安念専門委員 個人情報が入っているようなマニュアルなんて、およそマニュアルではありえないでしょう。

福井専門委員 一度非公開の場で見せていただけますか。どこに個人情報が含まれているのかを具体的に御提示ください。

小泉首席事務官 これは、基本的に私ども先ほど申し上げましたとおり、そのような情報が含まれていることから。

福井専門委員 マニュアルにどうして個人情報が含まれているんですか。

小泉首席事務官 このマニュアルと申しますのは、基本的にこの全体の手法に関わる問題になってまいります。したがって、どのような手法で監察及び査察を行っているのかということが、その査察の内容、監察の内容に密接に関わってまいりますので、これを

一般的にお出しするという事は、その中身の問題に非常に関わってまいります。

福井専門委員 私どもの業務は、監察査察の業務が官でなければいけないのか、外務公務員でなければいけないのかどうかということ調べることであり、内閣の任務として委任を受けてやっているんです。調べるためには、それがいかなる内容の業務なのか、手法としてどういうものを想定しているのか、それを見せていただくことがまず出発点です。これはお願いではなくて要請です。持ち帰って御検討ください。もし、ノーだと言うのであれば、よほどの理由を示していただきたい。全く理解に苦しみます。

安念専門委員 例えば株式会社は公認会計士がモニターするわけだけれども、モニターの手法というのはものすごく詳細に当然だれでもが共有している情報です。だから、それを公にすると会社の人間がずるをするなんてだれも言いません。そんなモニターの手法が明らかになっていないモニター、それは何ですか。何がモニターされているかわからないことをモニターするというのは、そんなものはモニターとしての効果が上がるはずがないでしょう。モニターの手法が公開されていてこそモニターとしての意味があるんです。ですから、それは見せていただかないと。

小泉首席事務官 わかりました。私、先ほど、一般論としまして申し上げましたとおり、その調査の手法というものが明らかになることによって、調査の安定性が損なわれるということがございますので、従来よりは一般的にはそのようなものは公表はさせていただいていなかったわけですが、今、先生方のお話を伺いまして、私ども持ち帰りまして、この場で具体的なことで確答させていただくことはできませんので、持ち帰りまして検討させていただきたいと思っております。

福井専門委員 もう一つお伺いしたいんですが、先ほど契約上の守秘義務だと破られるとおっしゃいましたが、法令上の守秘義務ならよろしいわけですか。

小泉首席事務官 破られるということでは必ずしもございませんで、やはり、私どもの。

福井専門委員 そこはいいです。だから、法令上のものならいいのかどうかということが質問です。

小泉首席事務官 その法令上のものというのも内容がはっきりしておりませんと何とも一般論としてお答えできない。

安念専門委員 いや、ですから外務公務員法とエクイバレントなものを書けばそれでいいと思っております。

小泉首席事務官 それは、法律上の話ということでしょうか。

安念専門委員 そうです。

小泉首席事務官 それは、私ども何とも今。

安念専門委員 いや、お答えできるはずですよ。なぜならあなたは今、外務公務員法にペナルティーがあるから秘密が守られるとおっしゃったんです。それなら、民間に委託するときも同じようなペナルティーを課せばいいはずですよ。

小泉首席事務官 それは国家公務員法上の話でございまして、外務公務員法には規定さ

れておりませんけれども。いずれにしましても、それは、一定の状況を想定した話としてちょっとお答えするという形はできないのではないかと思いますけれども。

福井専門委員 どうして答えられないんですか。極めて具体的な話ではないですか。

安念専門委員 だって国家公務員の守秘義務に関する規定は御承知のようにものすごい簡単なものですね。とにかく知り得た秘密を漏らしてはいかぬと。それに後ろの方に懲役何年だ、罰金幾らと書いてあるだけです。それと同じものを委託するときに書けばいいことになるはずだということに、あなたのお話からは論理的にならざるを得ないと、こういうこと申し上げているわけです。

小泉首席事務官 私申し上げておりますのは、やはり国家公務員法上の立場といたしますか、先ほど申し上げました例えば公認会計士の方をお迎えするに当たって、任期付き採用という形で国家公務員としてきていただいている。

福井専門委員 いや、ここは立場ではなくて、守秘義務の話をしているんです。守秘義務を守らせるために、守秘義務を破ったら処分を受けるとか刑事罰を食らうという規定があるわけですね。それと同等のものをもってきて、更に支障があることは何ですかというのが質問です。

小泉首席事務官 その同等のものというのは、申し訳ございません。ちょっと今のところ理解できないところなんですけれども。

福井専門委員 これも持ち帰って御検討いただけますか。

小泉首席事務官 これは私が答える権限はございません。

福井専門委員 では、答える権限のある方に来ていただいて御説明をお願いします。これは、極めて単純な話です。どこの省庁もまともに議論に応じていただいています。

安念専門委員 ですから、民間委託開放するときに職務上知り得た秘密を漏らしてはならぬと。職を離れた以後も同等である。そして、それに反した場合には、こういうペナルティーがあるというのを国家公務員法に定められておると全く同じ規定を置けばよろしいではないかと、そういう趣旨で申し上げているわけです。

小泉首席事務官 それは、あくまでも民間の方の立場としての規定でございますね。

福井専門委員 民間に守秘義務をかけているものがいっぱいあるのを御存じないんですか。法令の体系は承知しておられるんですか。

小泉首席事務官 私必ずしも承知しておりませんが。

福井専門委員 だったら、調べた上でお答えいただくのが筋でしょう。御存じないのに、どうして拒否するなどと言われるんですか。

小泉首席事務官 拒否すると申し上げているのではなくて。

福井専門委員 だから、調べた上でお答えください。何も御存じないのだったら、ここで単にそんなことはできない、あるいは私の権限がないなどというのは余りに不誠実な対応だと思います。

小泉首席事務官 わかりました。では、それも持ち帰りまして検討させていただきます。

白石委員 それと、私からのお願いなのですが、先ほどマニュアルについてということ  
を安居委員とかほかの委員からも要請がございましたけれども、もし、外交上の機密に触  
れるのであれば、それは消していただいて結構でございますので、監察と査察の結果につ  
いて、それぞれ調査報告1冊ずつ、どのように精緻なものが出されているのか。人事的か  
つ高度な政策判断が要求されるような項目が含まれているのか、それぞれ監察と査察につ  
いての報告書を1つずつ御提出いただけないかということも併せて御検討いただければと  
思います。それが、民間ではできない、果たして外務公務員、内部の公務員でなければで  
きないようなものなのかどうかということ少し検証させていただきたいと思います。

小泉首席事務官 これは、検討させていただきます。

鈴木主査 それでは、よろしく申し上げます。

一般論の議論を今、やっているわけではないですから。その業務というものが民間に委  
託できないのかということをやっているのです。ここを間違えないでください。

小泉首席事務官 わかりました。

白石委員 どうもありがとうございました。